

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰要項

平成29年5月9日
文部科学大臣決定
平成30年10月16日一部改正
令和元年5月31日一部改正

1 趣旨

この要項は、障害者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動（学校における教育課程内の活動にとどまるものを除く。以下「障害者の生涯学習支援活動」という。）を行う個人又は団体について、その活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功労・功績をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定める。

2 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 「障害者の生涯学習支援活動功労者表彰」（以下、「功労者表彰」という。）
これまでの長期に渡る活動の功績を讃えるもの。
- (2) 「障害者の生涯学習支援活動奨励者表彰」（以下、「奨励者表彰」という。）
活動に顕著な成果があり、今後の発展や他への普及が大いに期待されるもの。

3 表彰の対象

表彰の対象は、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力・貢献し、障害者とその保護者、支援者、専門家等の意見や状況等を反映しつつ、社会教育やスポーツ、文化芸術等の分野における障害者の生涯学習支援活動を活発かつ継続的に行う個人又は団体であり、その活動内容が他の活動と比較して顕著に優れ、他の模範と認められるものとする。

(1) 功労者表彰の対象者

ア 個人

引き続き10年以上、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げた個人。（財政的援助をしたに過ぎない者、公務員で本務として活動の指導に当たっている者などは含めない。なお支援活動を行う団体において役職に就く者については「イ 団体」として推薦すること。）

イ 団体

引き続き10年以上、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために貢献し、顕著な成果を上げた団体。地方公共団体や社会教育関係団体、スポーツ団体、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校、企業も対象とする。ただし、地域の実情や特色に応じ、効果的かつ持続可能な運営が行われていることを要する。

(2) 奨励者表彰の対象者

ア 個人

「障害者の生涯学習支援活動」について、継続性を持って実施するとともに、その活動について普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げ、かつ、今後とも活動の成果が期待される個人。(財政的援助をしたに過ぎない者、公務員で本務として活動の指導に当たっている者などは含めない。なお支援活動を行う団体において役職に就く者については「イ 団体」として推薦すること。)

イ 団体

「障害者の生涯学習支援活動」について、継続性を持って実施するとともに、その活動について普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げ、かつ今後とも活動の成果が期待される団体。地方公共団体や社会教育関係団体、スポーツ団体、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校、企業も対象とする。ただし、地域の実情や特色に応じ、効果的かつ持続可能な運営が行われていることを要する。

4 推薦依頼

文部科学省は、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)、上記3を満たす個人又は団体のうち、上記2の各表彰にふさわしいと判断するものについて、推薦依頼を行うものとする。

(1) 都道府県等における推薦方法

都道府県等は、上記3を満たす個人又は団体を、文部科学大臣に推薦することができる。都道府県等は、教育部局に限らず、庁内のスポーツ、文化、福祉、労働部局等と密に連携しつつ、管下の市町村とも協力し、民間団体等が行う活動を含めて、幅広く域内の取組を把握した上で、推薦を行うものとする。

推薦に当たっては、別紙の推薦様式に推薦の理由等を記載し、文部科学大臣に提出するものとする。

(2) 都道府県等による推薦数

都道府県等は、域内の個人又は団体のうち、都道府県にあっては上記2の各表彰の対象を合わせて2件以内(ただし、特別区を含む東京都にあっては合わせて2件以内の推薦分をこれに加えることができる。)、指定都市にあっては上記2の各表彰の対象を合わせて1件を推薦することができる。なお、上記2の各表彰のいずれを推薦するかは各都道府県等において判断するものとする。

(3) 文部科学省における推薦

文部科学省は、上記に基づく都道府県等からの推薦のほか、学識経験者の意見等を参考に、表彰するにふさわしいと判断する個人又は団体を、被表彰対象候補者として審査の対象に加えることができる。

5 被表彰対象者の審査及び決定

文部科学大臣は、上記4により推薦された個人又は団体について、学識経験者等の意見を聞いて審査を行い、被表彰対象者を決定する。

6 受賞歴について

当該表彰の受賞は1回限りとする。ただし、他の表彰等の受賞歴は問わない。

7 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

8 表彰の取消

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 被表彰対象者に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。
- (2) 被表彰対象者において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

9 本表彰にかかる事務

本表彰にかかる事務については、関係局課の協力を得て、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室において処理する。

10 補則

その他表彰の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この決定は、平成29年5月9日から実施し、平成29年度の表彰から適用する。

附 則

1 この決定は、平成30年10月16日から実施し、平成30年度の表彰から適用する。

附 則

1 この改正は、令和元年5月31日から実施し、令和元年度の表彰から適用する。

<参考資料> 推薦について

1 提出前のチェック

◆補足資料はありますか？

- ・補足資料は、10枚（20頁）以内でお願いします。既存の資料をコピーするだけでなく、具体的な活動の様子が分かるような写真や新聞記事、団体等の設立経緯などが分かるような資料を提出してください。
- ・補足資料は、原則、電子データ（電子データがない場合は、紙媒体でも可）で提出願います。

2 提出先と提出方法、期限

6/28（月）までに教育学部教務係（sed-kyomu@grp.tohoku.ac.jp）

あてメールで提出してください。なお、メール件名は、「学籍番号、氏名、障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰申請」としてください。

3 受賞と事例集作成について

推薦書提出後の予定です。受賞が内定すると、事例集の原稿を作成していただきます。事例集は、受賞者・団体のプロフィールや活動内容、活動の様子をまとめたもので、過去の事例集は文部科学省のホームページから御覧いただけます。

8月中旬 審査委員による書面審査

9月中旬 審査委員会の開催、受賞内定者の決定

10月上旬 受賞内定通知の発出、事例集の原稿依頼

11月上旬 受賞決定通知の発出、事例集の原稿提出

12月上旬 「表彰式」

今年度の開催方法（昨年度はオンライン開催）については検討中です。詳細は、内定通知と合わせて御連絡いたします。

4 よくある御質問

障害者の生涯学習支援とは、どのようなものが当てはまりますか？

学校教育課程外における、障害者の生涯にわたる学びを支える活動を想定しています。障害者を対象とした社会教育やスポーツ、文化芸術等の活動をはじめ、障害者の学びを支援するボランティア活動など、幅広い取組を対象にしています。ここには、当事者団体による活動の他、手話・要約筆記等の情報保障に関する活動も含まれます。また、企業等が継続的に財政的支援を行うといった取組も想定しています。いずれも、その活動の結果が障害者の生涯学習の充実へとつながっていることが、表彰の対象となり得ます。

過去4年分の事例集が文部科学省のホームページに掲載されておりますので、参考にしてください。https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1398880.htm

表彰の対象について、詳しく教えてください。

要項の3に記載されている事項を満たすことが条件です。

令和元年度より、長年にわたる活動（引き続いて10年以上）が顕著な成果を上げた個人又は団体を対象とした「功労者表彰」と、期間の長短を問わず顕著な成果を上げており今後もその活動が期待される個人又は団体を対象とした「奨励者表彰」の二つの表彰が設けられました。相応しい者を推薦いただきますよう、お願いします。

推薦書の作成については、プルダウンから表彰の種類を選択してください。記入日と活動開始を入力すると、通算の年数が自動で表示されます。

特別支援学校や大学で行われる活動も対象となりますか？

その活動が（障害者の）学校における教育課程内の学習を支援するにとどまる場合は対象となりません。ただし、特別支援学校や大学、大学のサークルなどが主体となって地域の障害者を対象とした講座、スポーツや文化芸術に関するイベントを開催している場合等は対象となります。

都道府県及び指定都市の障害者スポーツ協会は対象となりますか？

都道府県及び指定都市の障害者スポーツ協会は、都道府県・指定都市が行う推薦に協力する立場にあります。当該スポーツ協会を推薦する場合は、域内の他団体や他県の同様の協会と比べて、特徴的で顕著に優れた活動があることを推薦書に明記してください。

国の支援（補助事業や委託事業等）を受けた活動でないと対象になりませんか？

国の支援を受けているか否については問いません。

過去に行っていた活動でもよいですか？

令和3年5月1日時点で実施されている活動を対象とします。

障害者スポーツ及び文化芸術等の普及活動は対象となりますか？

講演会やイベント、ポスターなどの障害理解に関する啓発活動や普及活動にとどまる場合は対象となりません。

あくまでも、障害者の生涯学習を支援する活動が対象です。間接的な支援を行っている場合は、その活動が障害者の生涯学習をどう支えているのか、具体的な事例や経緯などを記載いただくことで表彰の対象となり得る可能性もあります。

個人が市民活動として成果を上げている活動は個人表彰とすべきですか？

団体内で個人が顕著な成果を上げている場合であっても、推薦の対象は団体となります。その個人が複数の団体を立ち上げ、障害者の生涯学習を支える組織づくりに尽力している場合は、個人表彰の対象になる得る可能性もあります。活動の実態を踏まえて判断してください。

公民館等の社会教育施設や教育委員会の事業を推薦する場合は、名称をどうすればよいですか？

被推薦団体の名称は、活動の実施主体や実施状況を踏まえて、各地方公共団体の判断で決定してください。公民館の活動であれば、〇〇公民館や〇〇市教育委員会△△課等の記載でも構いません。過去の表彰の事例などを参考にしてください。

5 表彰対象とならなかった例

※あくまでも例です。対象になるか判断に迷う際は御相談ください。

対 象	大学
活動内容	同校に在籍するパラリンピック代表候補選手（1名）を支援するためのサークルがあり、練習環境の整備や応援などに取り組んでいる。これらの活動は障害者スポーツへの理解を深めることにつながっている。
理 由	特定個人のスポーツ活動を支援することを目的とした取組であるため、対象とはならない。

対 象	大学
活動内容	聴覚障害学生が受けている講義にノートテイクとして同行し、主にPC入力によって講義中の音声情報を文字化する活動を行っている。他キャンパスへの遠隔支援も行う他、入学式・卒業式等の行事においても支援を行った。学生スタッフは定期的に練習会や研修会等を開催し、障害特性の理解や技術向上を図っている。
理 由	支援の対象が、障害のある学生の教育課程内の学習活動にとどまっている。生涯学習支援ではなく、大学における教育活動に必要な合理的配慮を学生ボランティアの協力によって行われている活動と判断し、対象外である。

対 象	大学
活動内容	学習障害に対する評価方法と学習支援の方法、問題行動への対応策、最新のICTを用いた支援方法、医学領域の知識などに関する研修会を実施している。また、年に1～2回は障害当事者が登壇し、当事者の具体的な体験を通してどのようなことが児童期青年期に必要なのかを聴講者に考えてもらう機会を設けている。
理 由	支援者へ向けた研修会・講習会であり、障害者の生涯学習支援とは言えない。

6 再確認・修正をして表彰対象となった例

※あくまでも例です。対象になるか判断に迷う際は御相談ください。

対 象	大学
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ミュージックセラピーの活動を行っており、月に数回施設を訪問して活動している。 ・音楽を楽しんでもらえるように、様々な工夫をしながら演奏したり、積極的にコミュニケーションをとったりしている。



セラピーの活動が、学習活動機会の提供となっていることを具体的に示してほしい。

修正後の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なジャンルや年代の音楽を聞いたり、いろいろな楽器に触れたりする機会になっている。 ・活動を通して笑顔が増え、全身を使って楽しさを表現するなど、音楽への関心の高まりが見られた。
----------	---

7 昨年度の審査コメントの抜粋

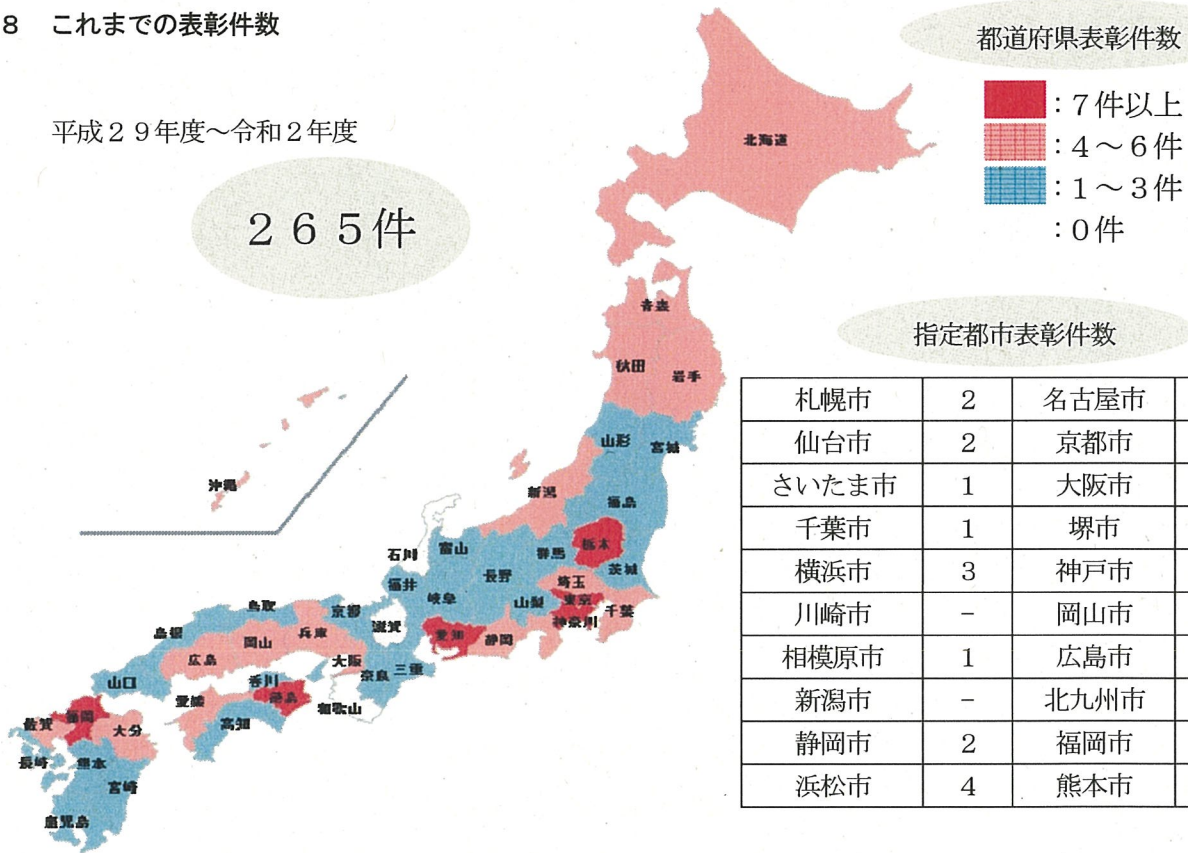
(再審査・再確認・修正が必要になった事例へのコメント)

- ・スポーツの体験にとどまっているようであり、該当するかどうかの評価が難しい。
- ・これまで多くの表彰を受けているので、できれば他の団体等も推薦していただきたい。
- ・個人表彰として推薦されているが、内容を見ると団体として表彰したい。
- ・提出の書類だけでは、顕著な成果などが不明瞭である。
- ・資料がないため判断できない。
- ・特定の団体、個人への支援が中心になっているという印象を受ける。
- ・年1回のイベントだけでなく、日常的な活動や支援は行われていないのか。
- ・競技スポーツの支援、選手育成が中心となっている。

8 これまでの表彰件数

平成29年度～令和2年度

265件



※件数は4年間の累計

—担当—

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

障害者学習支援推進室 宮本、阿部、柴崎

TEL : 03-5253-4111 (内線 3613)

FAX : 03-6734-3719 E-mail : sst@mext.go.jp